



三重県新型コロナウイルス等対策行動計画 にかかると組状況等について

- **令和7年度における三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組状況について**
- 令和7年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における物資の備蓄、配送体制の構築等）について
- 令和7年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における人材育成（研修・訓練））について



三重県新型コロナウイルス等対策行動計画のフォローアップについて

- 令和7年3月、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」および内閣感染症危機管理統括庁（以下、「統括庁」という。）が策定した「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」に基づき、「三重県新型コロナウイルス等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定した。
- 改定された県行動計画に基づき、新たな感染症の発生・まん延に備えた平時からの取組が重要であり、また、これらの取組に対する定期的なフォローアップにより、各取組の改善等を図ることが必要であることから、以下の2点について報告いたしたい。

① 県行動計画に基づき実施した対策項目ごとの取組状況について

② 重点的に取り組んだ内容

（「物資の備蓄、配送体制の構築等」及び「人材育成（研修・訓練）の実施」）について

- 指摘いただいた事項等を今後の取組に反映させていくこととする。

第1章. 実施体制

県行動計画概要（準備期）

- ・新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。
- ・三重県新型インフルエンザ等対策連絡会議を設置し、部局間情報共有および有事の対応体制の整備等を行う。
- ・県内外の関係者と連携し、政策上の意思決定および実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。
- ・市町行動計画の作成・変更に対する支援を行う。
- ・国等を含めて相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。

令和7年度の主な取組

- ・県職員、医療機関等、県民など様々な対象へ新興感染症の発生・まん延に備えた各種訓練等を実施した。
（資料2-2 23頁～参照）
- ・三重県新型インフルエンザ等対策連絡会議を計2回開催し、有事の際の各部局からの応援や、県職員等が実働時に活用する「新興感染症対応マニュアル（仮称）」の作成について協力依頼を行った。
- ・統括庁主催の「内閣感染症危機管理統括庁地域ブロック会議（東海・北陸ブロック）」および「全国感染症危機管理担当部局長会議」に参加し、近隣県担当者との意見交換及び情報交換を通じ、連携可能な関係を構築した。
- ・特措法に基づき、各市町行動計画の改定に係る質問や相談、意見聴取に対応し、市町への支援を実施している。

第2章. 情報収集・分析

県行動計画概要（準備期）

- ・県内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深め、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。
- ・情報収集・分析を実施し、四日市市（保健所設置市）、保健所、保健環境研究所をはじめとする関係機関に速やかに共有する。
- ・国と連携し新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練を通じ、情報収集実施体制の運用状況等の確認を行う。

令和7年度の主な取組

- ・本連携協議会の開催に加え、関係機関や感染症対策の専門家等が参画する各種訓練及び研修を実施した。
- ・本庁、保健所、保健環境研究所等が県内等の感染状況を把握し、情報共有を図り、感染症発生時の対応を共有・検討する会議を定期的で開催している。
- ・感染症情報センターによる感染状況等の情報を提供・共有を実施しており、令和7年度から専門家によるコメントも併せて公開することで、県民等により分かりやすい情報提供を行っている。
- ・統括庁主催の「感染症危機管理対応訓練（初動対応に係る大臣と知事等との緊急連絡会議（訓練））」へ参加し、国との情報共有、連携体制の確認を行った。

第3章. サーベイランス

県行動計画概要（準備期）

- ・感染症サーベイランスに係る技術的な指導および支援や人材育成を実施する。
- ・感染症サーベイランスで得られた情報を共有・提供する。
- ・ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、家きんや豚および野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況の把握や、国内外での鳥類、豚のインフルエンザ等の発生状況を監視する。

令和7年度の主な取組

- ・国立感染症研究所主催の「サーベイランスオフィサープログラム」に参加し、感染症サーベイランスを専門的な知識を持って活用できる人材の育成を図った。
- ・本庁、保健所、保健環境研究所等が県内等の感染状況を把握し、情報共有を図り、感染症発生時の対応を共有・検討する会議を定期的開催している。（再掲）
- ・感染症情報センターによる感染状況等の情報を提供・共有を実施しており、令和7年度から専門家によるコメントも併せて公開することで、県民等により分かりやすい情報提供を行っている。（再掲）
- ・家きんや豚および野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況の把握や、国内外での鳥類、豚のインフルエンザ等の発生状況を監視している。（農林水産部）

第4章. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

県行動計画概要（準備期）

- ・感染症に係る偏見や差別の克服のための啓発活動を行う。

令和7年度の主な取組

- ・県民が新型インフルエンザ等の発生時において、適切な対応を行うため、また、人権侵害を行わないよう、必要な知識の普及や感染予防に関する情報を提供するための「県民向け公開講座」を開催した。

第5章. 水際対策

県行動計画概要（準備期）

- ・有事に備えた訓練の実施を通じ、平時から検疫所との連携を強化する。

令和7年度の主な取組

- ・名古屋検疫所四日市検疫所支所主催の「令和7年度四日市港検疫措置訓練」へ参加したことで、関係機関との連携可能な体制を構築している。

第6章. まん延防止

県行動計画（準備期）

- ・想定される新型インフルエンザ等に対する対策等の内容の県民への周知広報を行う。
- ・県民に対する換気等の基本的な感染対策の普及を行う。

令和7年度の主な取組

- ・県民が新型インフルエンザ等の発生時において、適切な対応を行うため、また、人権侵害を行わないよう、必要な知識の普及や感染予防に関する情報を提供するための「県民向け公開講座」を開催した。（再掲）
- ・文部科学省からの換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混み回避等の感染症対策にかかる各種リーフレットを各学校等へメールにて送付した。（環境生活部）（教育委員会）

第7章. ワクチン

県行動計画（準備期）

- ・予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

令和7年度の主な取組

- ・県民が新型インフルエンザ等の発生時において、適切な対応を行うため、また、人権侵害を行わないよう、必要な知識の普及や感染予防に関する情報を提供するための「県民向け公開講座」を開催した。（再掲）

第8章. 医療

県行動計画概要（準備期）

- ・予防計画に基づく医療提供体制を整備する。
- ・人材の育成、地域の医療機関等の対応力を強化する。
- ・協定締結医療機関に対する施設・設備支援を行う。
- ・移送体制を整備する。

令和7年度の主な取組

- ・新規開設の医療機関に向けた医療措置協定の周知等により、協定締結機関を増やすための取組を実施し、医療措置協定・検査等措置協定の締結を推進している。
- ・県内の宿泊施設と有事における宿泊療養施設の確保のための協定を締結するとともに、保健所設置市である四日市市を除いた県内28市町と自宅療養者への食事提供等のための個人情報提供の覚書を締結（維持）している。
- ・県独自に県看護協会との人材確保にかかる協定や、消防機関や民間事業者と移送等の協定を締結（維持）している。
- ・協定締結医療機関へ国補助金を活用し、施設・設備整備を実施した。
（令和7年度は約100施設への支援見込み）
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションへの「医療機関向け新興感染症対応力強化研修」を実施している。
- ・移送車両について整備している。

第9章. 治療薬・治療法

県行動計画概要（準備期）

- ・抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的に備蓄する。

令和7年度の主な取組

- ・国の計画に基づき抗インフルエンザウイルス薬を必要量備蓄している。

第10章. 検査

県行動計画概要（準備期）

- ・医療機関及び民間検査機関等との協定に基づき検査体制を確保する。
- ・検査体制の維持・拡充を行う。
- ・検体搬送体制を整備する。

令和7年度の主な取組

- ・医療機関や民間検査機関との検査等措定協定の締結を進め、さらなる検査体制の向上を進めている。また、国補助金を活用した設備整備(検査機器)を行い、約50施設へ支援を見込んでいる。
- ・民間事業者と検体搬送にかかる協定を締結（維持）している。
- ・感染症の検査にかかる各種研修へ参加し、検査体制の維持・拡充を図った。

第11章. 保健

県行動計画概要（準備期）

- ・研修・訓練を通じた専門人材の育成を行う。
- ・自宅や施設において療養中の新型インフルエンザ等患者への食事の提供等の実施や宿泊療養施設の確保体制を構築する。
- ・保健所において健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保や研修・訓練を行う。

令和7年度の主な取組

- ・感染症危機管理リーダーシップ研修（IDCL）や実地疫学専門家養成コース（FETP）への職員派遣、IHEAT要員への研修会、四日市市、県保健所、保健環境研究所、県庁職員への研修会や訓練を実施することで、県の新興感染症対応力強化を図っている。
- ・各種訓練において、県と保健所設置市である四日市市が一体的に人材育成を実施している。
- ・県内の宿泊施設と協定を締結するとともに、県内28市町と自宅療養者への食事提供等のための個人情報提供の覚書を締結（維持）している。（再掲）
- ・各保健所において、患者搬送訓練、個人防護具着脱の実技訓練等、各種訓練・研修を実施した。
- ・感染症の発生予防と感染拡大防止を目的に、高齢者施設の職員を中心に「感染症出前講座」を実施した。

第12章. 物資

県行動計画概要（準備期）

- ・国が定める備蓄品目及び備蓄水準を踏まえた個人防護具を備蓄する。
- ・協定締結医療機関への個人防護具保管施設整備と保管状況の把握を行う。
- ・医療機関等に対する感染症対策物資等の備蓄を要請する。

令和7年度の主な取組

- ・令和6年度に引き続き、国の示す水準を目標に医療用物資等(5物品)をローリングストック方式にて計画的に備蓄している。(令和9年度に目標達成予定)
- ・国補助金を活用し、協定締結医療機関への個人防護具保管庫の施設整備を実施するとともに、G-MIS等を活用し、県内協定締結医療機関における備蓄状況を把握している。
- ・協定締結医療機関以外に対し各団体(県・郡市医師会、県看護協会、県訪問看護ステーション協議会、県薬剤師会)を通じて個人防護具備蓄の要請を実施した。

第13章. 県民生活および県民経済の安定の確保

県行動計画概要（準備期）

- ・指定（地方）公共機関における業務計画を策定等について十分な事前の準備を行うよう求める。
- ・事業者における感染対策の実施および事業継続のため、可能な範囲で新型インフルエンザ等発生時の業務継続計画を策定を勧奨する。

令和7年度の主な取組

- ・指定地方公共機関に対して、業務計画の改定を依頼しており、一部は改定済み。
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と共催で、「事業継続力強化計画策定セミナー」を実施し、BCP等の必要性についての周知を実施した。（雇用経済部）

- 令和7年度における三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組状況について
- **令和7年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における物資の備蓄、配送体制の構築等）について**
- 令和7年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における人材育成（研修・訓練））について



各種計画における物資の備蓄等に関する事項について

三重県感染症予防計画（R6.3改定）

第13 感染症対策物資等の確保に関する事項

個人防護具などの感染症対策物資等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する診療において欠かせないものです。県は、新興感染症の発生・まん延時等において当該物資が不足する場合に備え、感染症対策物資等の備蓄を行う措置を講じます。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（R7.3改定）

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第1節 県行動計画における対策項目等 (2) 対策項目ごとの基本理念と目標

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じ、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症対策物資等の需給状況の把握を行う。また、不足が懸念される場合等には、国と連携して医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

さらに、これらの取組を実施してもなお個人防護具が不足する場合は、県は医療機関等に対し必要な個人防護具の配布を行うなど、さらなる対策を講じる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組 第12章 物資 第1節 準備期 (2) 所要の対応

1-2 感染症対策物資等の備蓄

② 県は、個人防護具について、国が定める必要となる備蓄品目^{*1}や備蓄水準^{*2}をふまえて備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、ローリングストック方式による備蓄を基本とする。

※1：医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

※2：主体ごとの個人防護具の備蓄水準について、県は初動1か月分の備蓄の確保

1-3 感染症対策物資等の備蓄

② 県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組 第12章 物資 第3節 対応期 (2) 所要の対応

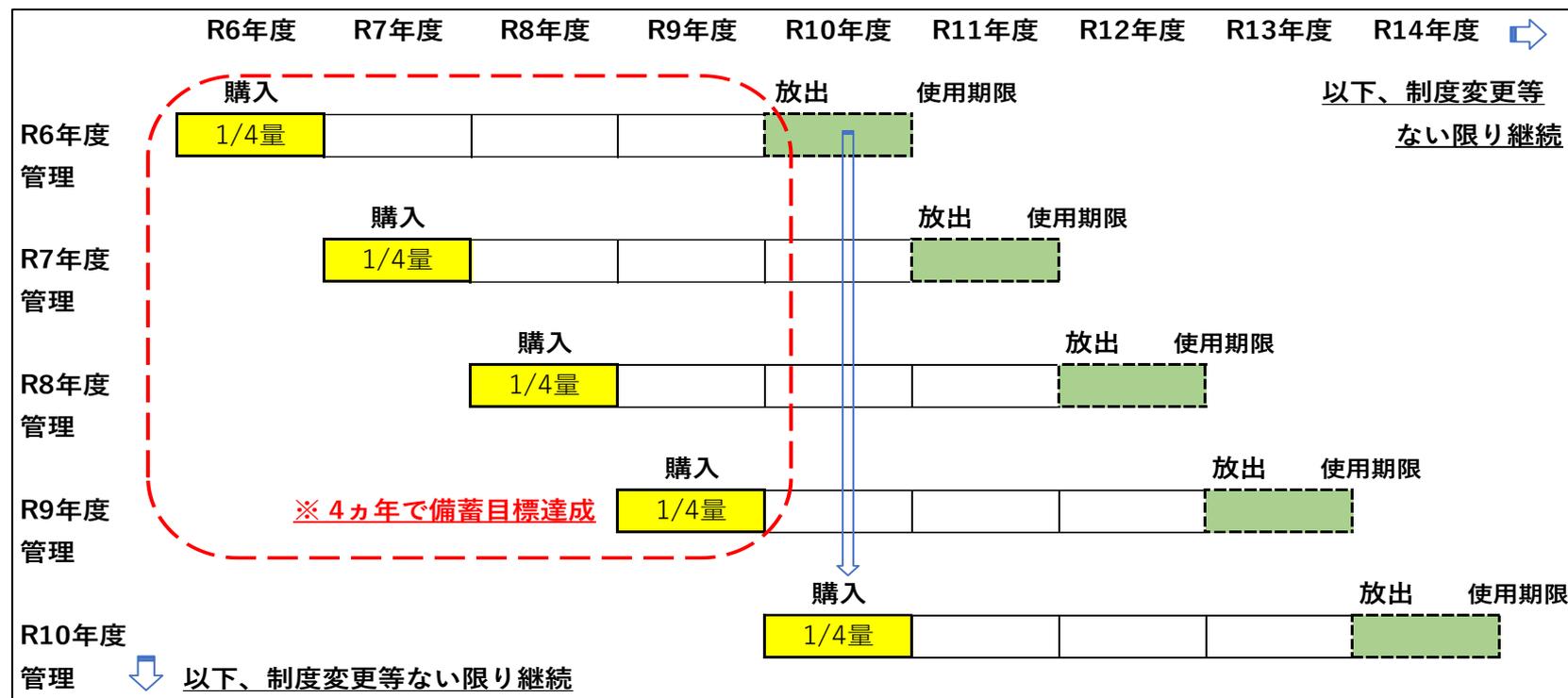
3-2 感染症対策物資等の備蓄（一部抜粋）

県は、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。

三重県の感染症対策物資の備蓄状況等について

備蓄計画

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、ローリングストック方式で備蓄を実施していく。
令和6年度から購入を開始し、令和9年度で三重県としての目標量分の備蓄を達成していく予定である。



備蓄達成状況

各都道府県は、国から示された個人防護具の備蓄水準に基づき、備蓄目標量を設定することとなる。
現時点（令和8年3月6日）における三重県の備蓄状況としては、**計画通り目標量の1/2分を購入・契約済**

	医療用(サージカル)マスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
備蓄目標量	868,000枚	36,000枚	56,000枚	52,000枚	1,028,000枚
R6年度購入量	217,000枚	9,000枚	14,000枚	13,000枚	257,000枚
R7年度購入量※	217,000枚	9,000枚	14,000枚	13,000枚	257,000枚

※ 令和7年度分は購入契約済で、令和8年3月中旬に納入予定

三重県の感染症対策物資の備蓄状況等について

協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援状況について

背景

県は、三重県新型コロナウイルス対策行動計画第3部第12章第1節における準備期にて、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行うこととしている。

目的

感染症有事に備え、県や医療機関等は感染症対策物資等の備蓄の推進が必要である。
この備蓄の推進を支援するため、協定締結医療機関に対して国事業を活用し、個人防護具の保管庫の整備について支援を行う。

達成状況

令和6年度及び7年度※において、あわせて**24施設**に対し個人防護具保管庫の整備について支援を行った。

※令和7年度分においては、現時点（令和8年3月6日）で実績報告段階であり、今年度中には補助予定。

今後の展望

令和8年度当初予算においても事業予算を計上しており、国の補助事業にあわせて、令和8年度においても支援を継続していくことで、県内の備蓄体制の強化を図る。

保管/管理・配送体制について

背景

県は、三重県新型コロナウイルス等対策行動計画第3部第12章第3節における対応期にて、個人防護具が不足している医療機関に対し、個人防護具の配布を行うこととしている。

目的

感染症有事においては、県内の医療提供体制の維持のため、**備蓄物資の迅速な配送体制の確保**および医療用物資であることから、**適切な保管・管理体制の確立**が必要である。

達成状況

県は、令和7年11月に県内業者と「令和7～9年度の新興感染症における行政備蓄物資に係る保管/管理・配送業務委託契約」を締結しており、早い段階において**備蓄物資の感染症有事における配送体制及び平時からの保管/管理体制を確保**できている。

（三重県は厚生労働省より、先行事例として他都道府県へ事例紹介されている）



- 令和 7 年度における三重県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく取組状況について
- 令和 7 年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における物資の備蓄、配送体制の構築等）について
- **令和 7 年度に重点的に取り組んだ内容
（各種計画における人材育成（研修・訓練））について**



①三重県感染症予防計画（R6.3改定）

第15 感染症に関する人材の養成および資質の向上に関する事項

1 基本的な考え方

新たな感染症に対応できる多様な人材の必要性が高まっていることをふまえ、県等は、実践型訓練の実施やIHEAT要員の確保等を通じて、感染症に関する幅広い知識を有し、適切な感染症対策を推進できる人材の養成・確保に努めます。

2 県における感染症に関する人材の養成および資質の向上

県は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や養成課程等に、保健所・保健環境研究所職員等を積極的に派遣するとともに、保健所職員・感染症対策を行う部署に従事する全ての職員が年1回以上受講できるよう、保健所等において実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を実施します。

加えて、県は、感染症のまん延時等において、保健所業務等の支援にあたる専門職（医師・保健師等）であるIHEAT要員に対して、研修の機会の提供やその他必要な支援を行います。

3 医療機関等における感染症に関する人材の養成および資質の向上

医療機関等は、新興感染症の発生を想定した研修・訓練を実施すること、または国、県、他の医療機関が実施する研修・訓練に感染症対策に従事する職員を参加させることなどにより、感染症に関する人材の養成および資質の向上を図ります。

また、感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者の派遣に係る医療措置協定を締結している医療機関については、当該医療従事者を、緊急時において他の医療機関等に迅速かつ円滑に派遣できる体制を平時より整備します。

4 関係機関 および 関係団体との連携 ならびに 訓練の実施

県等は、医療機関等において、感染症に関する人材の養成および資質の向上が図られるよう必要な支援を実施します。

また、一類感染症や新興感染症の発生時における即応体制確保のため、情報伝達、患者の移送・受入ならびに疫学調査等について、市町、消防機関、感染症指定医療機関等の関係機関および関係団体と連携の上、実践的な訓練を実施します。

第17 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するための措置に必要な体制の確保に係る数値目標

目標値（1年に1回以上の研修・訓練を実施、または職員を参加させる機関数）

全協定締結機関数と同数

目標値（保健所職員等に対する研修・訓練の実施回数）

10回以上（四日市市保健所を含む）

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（R7.3改定）

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 県行動計画における対策項目等 （3）複数の対策項目に共通する横断的な視点

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることもふまえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に、感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、J I H S が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」等が重要な役割を果たしている。新型コロナウイルス感染症への対応や平時からの取組等をふまえてコースの内容の充実等を図りながら、地方公共団体からのより幅広い参加を募っていくことが期待される。

また、厚生労働省の「感染症危機管理専門家（I D E S）養成プログラム」等感染症に関する臨床および疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識や能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成することも重要である。

こうした人材の育成や確保を図る観点からも、感染症危機管理に知見を有する専門人材の平時における配置のあり方等のキャリア形成の支援についても検討が必要である。

県および四日市市においても、「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、関係部局が連携して感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保および育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修および訓練の実施、保健環境研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（D M A T、D P A T 先遣隊および災害支援ナース）について、医療法における位置づけが設けられたこともふまえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「I H E A T」について地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）における位置づけが設けられたことをふまえて、支援を行う I H E A T 要員の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修や訓練を実施するなど、人材育成を進めることにも取り組む必要がある。

また、地域の医療機関等においても、県および四日市市や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者および治験等の臨床研究を推進できる人材の育成を行うなど、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

令和6年度における研修・訓練の実施状況について

研修・訓練（県機関主催分）

★…委託事業

	開催時期	対象	研修	備考
1	11～1月 (全4回)	高齢者施設	高齢者施設向け感染症対応力向上研修★	感染症対応に関する知識を習得するとともに、自施設において伝達できる職員を育成し、施設内の感染症対応力の更なる向上を図る（オンライン研修2回、集合研修2回（鈴鹿・伊勢））。
2	11月28日	感染症所管課職員 保健所職員 保健環境研究所職員	職員向け新興感染症対応力強化研修	感染症発生時に連携を図ることが必要となる保健所、保健環境研究所、本庁がそれぞれ参加し、相互理解を図るとともに連携体制の構築を行う（R6：保健環境研究所の業務説明・施設見学）。
3	1月29日	医療機関	医療機関向け新興感染症対応力強化研修（オンライン）	協定締結医療機関が迅速に医療提供体制の整備やその他適切な対応を実施できるよう、平時から適切な知識・技術の習得を行い、もって感染症対策の推進を図る（R6：発生動向・行政や病院における対応に関する講義）。
4	2月26日	IHEAT要員 保健所	三重県IHEAT要員研修会	IHEAT要員に対する法定研修で、保健所はIHEAT要員との関係づくりと研修の運営協力を担う（本庁と四日市市の共催 R6：疫学調査模擬訓練）。
5	3月	IHEAT要員	三重県IHEAT要員研修会（オンライン）	集合研修へ都合により参加できなかったIHEAT要員を対象に、講義模様をオンデマンド視聴いただき、資質向上を図る（本庁と四日市市の共催）。
6	通期	保健所職員	三重県感染症危機管理実動訓練実施要綱に基づく訓練	新興感染症を想定した保健所内の体制整備および資質向上を目的に実施する訓練（各保健所にて年1回以上実施）

令和6年度数値目標達成状況（R6.10月時点における協定締結医療機関）

全体 **74.6%**
(1158/1552)



病院 **68.5%**
(63/92)



診療所 **72.1%**
(432/599)



薬局 **78.4%**
(592/755)



訪問看護事業所 **67.0%**
(71/106)

令和7年度における研修・訓練の実施状況について

研修・訓練（県機関主催分）

★…委託事業

	開催時期	対象	研修	備考
1	6～12月 (全7回)	高齢者施設 障害者施設	高齢者・障害者施設向け感染症対応力向上研修★	感染症対応に関する知識を習得するとともに、自施設において伝達できる職員を育成し、施設内の感染症対応力の更なる向上を図る（オンライン研修2回、集合研修5回（桑名・鈴鹿・津・松阪・伊勢））。
2	7月31日	保健所職員	職員向け新興感染症対応力強化研修（麻しん対応研修）	麻しん患者の発生を受け、麻しん患者が発生した際の一連の対応手順を確認することで、麻しんや新興感染症への対応能力の向上を図る。
3	8月～9月 (全11回)	保健所職員 (全職員)	保健所職員向け新興感染症対応力強化研修	普段他業務に従事している職員を含め、感染症に係る基本的な基礎知識と疫学調査等の想定される実務技術の習得を図る（R7：麻しんを題材とした積極的疫学調査）。
4	10月30日	感染症所管課職員 保健所職員 保健環境研究所職員	職員向け新興感染症対応力強化研修	感染症発生時に連携を図ることが必要となる保健所、保健環境研究所、本庁がそれぞれ参加し、相互理解を図るとともに連携体制の構築を行う。（R7：初動対応訓練）
5	12月6日	県民	新型インフルエンザ等対策県民向け公開講座（オンライン）★	県行動計画の記載に基づき、感染症に関する基本的知識や人権意識の向上を目的に実施。
6	12月23日	IHEAT要員 保健所	三重県IHEAT要員研修会	IHEAT要員に対する法定研修。保健所はIHEAT要員との関係づくりと研修の運営補助を担う（本庁と四日市市の共催 R7：施設調査模擬訓練）。
7	1月	IHEAT要員	三重県IHEAT要員研修会（オンライン）	集合研修へ都合により参加できなかったIHEAT要員を対象に、講義模様をオンデマンド視聴いただき、資質向上を図る（本庁と四日市市の共催）。
8	1月12日	医療機関（病院）	医療機関向け新興感染症対応力強化研修★	迅速な体制整備や適切な対応につなげるため、新興感染症疑似症患者の発生を想定し、初動対応訓練（グループ演習）を実施。
9	3月	医療機関 (診療所・訪看/薬局)	医療機関向け新興感染症対応力強化研修（オンライン）★	医療提供体制の整備や適切な対応を実施できるよう、感染症の発生動向のほか、各機関の感染対策や最新動向等について講義研修を実施。
10	通期	保健所職員	三重県感染症危機管理実動訓練実施要綱に基づく訓練	新興感染症を想定した保健所内の体制整備および資質向上を目的に実施する訓練（各保健所にて年1回以上実施）

令和7年度数値目標達成状況（R7.10月時点における協定締結医療機関）

全体 **81.4%**
(1276/1567)



病院 **77.2%**
(71/92)



診療所 **75.1%**
(458/610)



薬局 **87.6%**
(669/764)



訪問看護事業所 **77.2%**
(78/101)

【参考・R7】高齢者・障害者施設向け感染症対応力向上研修

背景 新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症による集団感染は、県内の高齢者・障害者施設において継続して発生しており、平時からの健康管理、感染症の早期発見、感染拡大防止等の対応が求められている。

目的 平時から感染症発生時の対応まで、全般的な感染症対応に関する知識を習得するとともに、自施設において伝達できる職員を育成し、施設内の感染症対応力の更なる向上を図る。

対象 高齢者施設・障害者施設等に従事する職員（管理者、看護職、介護職等）、感染対策の指導を行う可能性のある看護師等

日時 オンライン研修：計2回（令和7年6月30日、令和7年11月20日）
実地研修：計5回（令和7年8月～12月に各月1回ずつ） ※県内各地で開催

内容 ～自施設の感染症対応力向上を目指そう～

<オンライン研修>

- ・感染管理認定看護師による感染対策（標準予防策・感染経路別の対策・感染症別の対策）
- ・結核研究所対策支援部による結核の現状と対策
※夏と冬、それぞれの季節に流行しやすい感染症を中心に講義

<実地研修>

- ・講義：感染管理認定看護師によるケア別看護・環境清掃等
- ・演習：PPE着脱訓練、手指衛生

参加者数 延べ861名



【参考・R7】職員向け新興感染症対応力強化研修（麻しん対応研修）

背景

令和7年度春に県内において6年ぶりとなる麻しん患者の発生があり、全国的にも麻しん患者が散発的に発生した。麻しんは空気感染をするものであるが故に感染対策が極めて難しく、保健所を中心に関係機関が連携して適切な対応が求められる。このことから、麻しん患者（臨床診断例を含む）が発生した際の一連の対応手順を確認することで、麻しんや新興感染症への対応能力の向上を図ることとした。

目的

麻しん患者等の発生にそなえ、本研修の実施を通じて主体的に麻しん対策を実施できる保健所職員の育成を図る。

対象

保健所職員のうち希望する者

日時

令和7年7月31日（木）13:00～16:45

内容

<講義> なぜ麻しん対策が重要なのか ～保健所の担当職員として理解しておいてほしいこと～
（麻疹の病態および疫学上の留意点）

三重大学大学院医学系研究科公衆衛生・産業医学・実地疫学分野 神谷 元 教授
公衆衛生・感染症危機管理学講座 金井 瑞恵 准教授

<演習> 演習を通じた麻しん対応のおさらい ～感染症対策の中核機関として～（グループワーク）
※麻しん（臨床診断例）の発生から、収束判断までの一覧の対応について、手順を確認。

参加者数

23名



【参考・R7】保健所職員向け新興感染症対応力強化研修

背景

新型コロナウイルス感染症の発生・まん延時において、各保健所は感染症所管課（健康増進課または保健予防課）を中心に対応を行ったものの、積極的疫学調査や健康観察などの業務については、業務のひっ迫により所内他課の応援を受けながら実施してきた。

新興感染症の発生・まん延時においても、特に発生の初期段階においては保健所内における体制構築が求められることも鑑み、迅速な体制確立に結び付くよう、平時から保健所職員（感染症所管課以外の者を含む。以下同じ。）の資質向上に取り組む必要がある。

目的

対象

感染症所管課以外の者も含めた県内の全保健所職員（四日市市保健所を含む）

日時

全11回（令和7年8月～9月のうち7日間） ※各保健所にて開催。

内容

<講義> 麻疹の病態および疫学上の留意点

三重大学大学院医学系研究科

公衆衛生・産業医学・実地疫学分野 神谷 元 教授

公衆衛生・感染症危機管理学講座 金井 瑞恵 准教授

<演習> 麻疹患者の積極的疫学調査

※模擬事例を用いた麻疹積極的疫学調査の実施訓練（ペアワーク）

参加者数

206名



【参考・R7】職員向け新興感染症対応力強化研修

背景 新興感染症の発生・まん延時における行政機関内における連携体制の構築を目的に、県予防計画に基づき、令和6年度から感染症対策課、各保健所および保健環境研究所が一堂に会して実施している。

目的 関係機関の連携体制を構築するとともに、新興感染症の発生時等において主導的に対応ができる人材の育成を行うことで、感染症危機への備えをより万全なものとする。

対象 感染症対策課、各保健所および保健環境研究所の職員

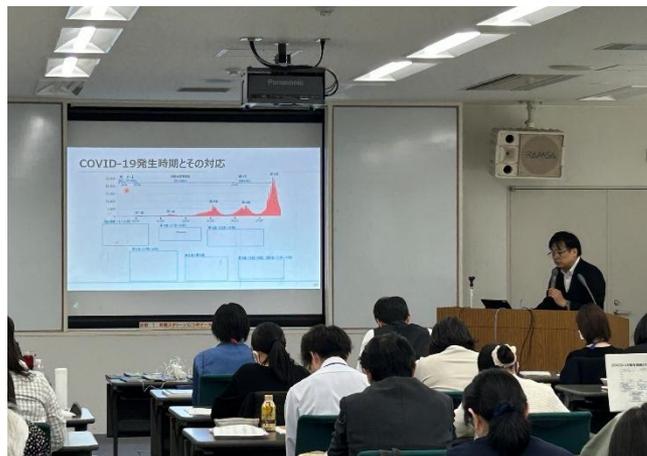
日時 令和7年10月30日（木）13:00～16:45 ※三重県保健環境研究所にて開催

内容

＜講義＞ 新興感染症の発生・まん延時における初動対応やマネジメントに係る留意点について
三重大学医学部附属病院 感染制御部
三重大学みえの未来図共創機構 感染症みらい社会教育研究センター 田辺 正樹 教授

＜演習＞ 新興感染症等の発生を想定した初動対応訓練
※県行動計画の初動期から対応期にかけての記載内容をもとに、新興感染症（鳥インフルエンザ2025）の発生を想定し、新興感染症等の発生を想定し、随時付与される情報をもとに、時期や場面に応じて必要な対応を各機関（保健所、保環研、県庁）で検討するとともに、各機関の代表者が集合して情報共有会議を行う。

参加者数 51名



背景 IHEAT要員が健康危機発生時に速やかに保健所の支援を実施できるよう、また平時からIHEAT要員と保健所の関係性を構築できるよう、地域保健法の規定に基づき、年に1回四日市市との共催にて実施。

目的

- ・IHEAT制度に関する理解を深める。
- ・高齢者施設に対する積極的疫学調査に関する演習を実施することで、調査の目的を理解するとともに、感染症発生時に必要となる調査技術の向上を図る。

対象 三重県または四日市市を第一支援自治体とするIHEAT要員

日時 令和7年12月23日（火）10:00～16:30 ※欠席者を対象に、別途オンライン研修を開催（1月）

内容 講師：三重大学大学院医学系研究科
公衆衛生・産業医学・実地疫学分野 神谷 元 教授
公衆衛生・感染症危機管理学講座 金井 瑞恵 准教授

<第一部 講義>

- ① IHEATに関する説明（四日市市）
- ② 新型コロナウイルス感染症対応時におけるクラスター対応について
 1. 三重県の対応（感染症対策課）
 2. 保健所における対応（県保健所）
 3. 国内や世界の動き（講師）
- ③ 感染症対策業務に必要な基礎知識（講師）

<第二部 演習（実動訓練）>

- ① 模擬事例を用いた高齢者施設に対する積極的疫学調査の実施訓練

参加者数 IHEAT要員30名（当日参加：14名 オンライン研修：16名）

【参考・R7】医療機関向け新興感染症対応力強化研修

背景

令和6年4月施行の改正感染症法より医療措置協定に関する事項が規定されたことから、県予防計画等の内容をふまえ、令和6年度より、医療機関に対する研修機会の提供を行っている。

目的

新興感染症の発生・まん延時において、感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関が迅速に医療提供体制の整備や適切な対応を実施できるよう、平時から必要な知識・技術を習得する。

病院向け研修

対象

県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する病院
※医療措置協定上、病床の確保または発熱外来を実施することとしている病院を主な対象とする。

日時

令和8年1月12日（月・祝）13:00～16:00

内容

講師 守山 祐樹 氏（国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター 国際感染症センター）
関 なおみ 氏（国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター 危機管理総括部長）
田辺 正樹 氏（三重大学 みえの未来図共創機構 感染症みらい社会教育研究センター 教授）
＜講義＞ 新興感染症対策の最新動向
＜机上訓練＞ 新興感染症等の（疑似症）患者発生時における初動対応

参加者数

29病院65名



【参考・R7】医療機関向け新興感染症対応力強化研修

背景

令和6年4月施行の改正感染症法より医療措置協定に関する事項が規定されたことから、県予防計画等の内容をふまえ、令和6年度より、医療機関に対する研修機会の提供を行っている。

目的

新興感染症の発生・まん延時において、感染症法に基づく医療措置協定を締結する医療機関が迅速に医療提供体制の整備や適切な対応を実施できるよう、平時から必要な知識・技術を習得する。

診療所、訪問看護向け・薬局向け研修

対象

県と感染症法に基づく医療措置協定を締結する病院等
※医療措置協定上、病床の確保または発熱外来を実施することとしている病院を主な対象とする。

日時・内容・(予定)

	診療所・訪問看護事業所向け（オンライン開催）	薬局向け（オンライン開催）
日時	令和8年3月12日（木）19:00～20:30	令和8年3月18日（水）19:00～20:30
内容	<p>○感染症の発生動向について 三重県感染症情報センター（三重県保健環境研究所）</p> <p>○診療所、訪問看護ステーションにおける感染対策 塚脇 美香子 氏（三重大学医学部附属病院 感染制御部 看護師長・感染管理認定看護師）</p> <p>○診療所における新興感染症対策 田辺 正樹 氏（三重大学みえの未来図共創機構 感染症み らい社会教育研究センター 教授）</p>	<p>○感染症の発生動向について 三重県感染症情報センター（三重県保健環境研究所）</p> <p>○三重県感染症予防計画および三重県新型インフルエン ザ等対策行動計画について 三重県感染症対策課 感染症対策企画班</p> <p>○新興感染症発生時の感染対策とワクチン 神谷 元 氏（三重大学大学院医学系研究科 公衆衛生・産 業医学・実地疫学分野 教授）</p>

※詳細やお申込みについては、県ホームページをご覧ください。

背景

個人や一般家庭、事業者などの地域住民が新型インフルエンザ発生時に適切な対応ができるよう、また、患者等に対する人権の侵害を行わないよう、必要な知識の普及や感染予防に関する情報を提供するための説明会（公開講座）を開催し、地域が一体となった対策が講じられるよう普及啓発を図ることにより、もって感染症対策の推進を図る。

対象

県民

日時

令和7年12月6日（土）13:00～16:00
（オンライン開催・事後配信も実施）

内容

1 新型コロナウイルス感染症とは何だったのか

1 積極的疫学調査の現場での経験から

神谷 元氏

（三重大学大学院医学系研究科 公衆衛生・産業医学・実地疫学分野 教授）

2 COVID-19 の症状と後遺症

谷崎 隆太郎氏

（市立伊勢総合病院 総合診療教育研究センター センター長）

2 これからの感染症対策

1 感染症にかからない& 拡げない対策

石川 美菜子氏

（三重北医療センターいなべ総合病院 看護師長 感染管理認定看護師）

2 ワクチンの果たす役割

菅 秀氏

（国立病院機構 三重病院 病院長）

3 次のパンデミックへの備え

田辺 正樹氏

（三重大学みえの未来図共創機構 感染症みらい社会教育研究センター 教授）

参加者数

118名

令和7年度新型コロナウイルス感染症等対策県民向け公開講座（三重県民啓蒙）

新型コロナウイルス感染症を振り返り 次の感染症へ備える！

県民の皆様が新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応をとれるよう、また、患者等に対する人権侵害を防ぐため、感染症に関する正しい知識と予防策の普及を目的とした県民向け公開講座を開催いたします。

開催日時 2025年 **12月6日（土）13:00～16:00**

開催形式 Zoomウェビナーによるオンライン開催
（ご自宅等からご視聴いただけます）
※事前申し込み制
（多数のご参加をいただいた場合は、YouTube Liveでの視聴をご案内する場合があります。）

参加費 無料
※講演会終了後に、アンケートへのご回答をお願いいたします。

プログラム

1 新型コロナウイルス感染症とは何だったのか 13:00～14:05

- 1 積極的疫学調査の現場での経験から
神谷 元氏（三重大学大学院医学系研究科 公衆衛生・産業医学・実地疫学分野 教授）
- 2 COVID-19 の症状と後遺症
谷崎 隆太郎氏（市立伊勢総合病院 総合診療教育研究センター センター長）

2 これからの感染症対策 14:20～15:50

- 1 感染症にかからない & 拡げない対策
石川 美菜子氏（三重北医療センターいなべ総合病院 看護師長 感染管理認定看護師）
- 2 ワクチンの果たす役割
菅 秀氏（国立病院機構 三重病院 病院長）
- 3 次のパンデミックへの備え
田辺 正樹氏（三重大学みえの未来図共創機構 感染症みらい社会教育研究センター 教授）

お申し込み方法 専用フォームから事前にお申し込みください

URL https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_Gjp9f10-QO-olu_ticNKOW

申込締切日 2025年11月26日（水）
ご登録いただいたメールアドレスにウェビナー参加に関する確認メール（配信URL）が届きます。

お問い合わせ 三重大学みえの未来図共創機構 感染症みらい社会教育研究センター
TEL:059-231-5415（平日9時～16時）

詳細は三重県ホームページをご覧ください
URL:<https://www.pref.mie.lg.jp/TAKUMUS/HP/m006000021.htm>

【R7】国への派遣等について

概要 新型コロナウイルス感染症への対応経験や県行動計画への記載をふまえ、専門人材の育成を図る。

状況 三重県における派遣状況は以下のとおり。

プログラム名	実地疫学専門家養成コース（FETP）	感染症危機管理リーダーシップ研修（短期）（IDCL）
実施主体	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 応用疫学研究センター	厚生労働省（国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 企画調整部 政策研究課 研究開発連携室へ委託）
目的 (HPより)	感染症の流行・集団発生時、迅速・的確にその実態把握及び原因究明に対応し、平常時には質の高い感染症サーベイランスの実施と体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を養成し、その全国規模ネットワークを確立する。	地域における感染症危機管理対応は、公衆衛生、医療提供体制を整備・運用する都道府県等や医療機関において、医療や感染症分野の知見や臨床経験のみでなく、組織のマネジメントや関係機関との調整等に必要なリーダーシップやコミュニケーション等、多様かつ分野横断的な知識やスキルが求められます。 本研修は、公衆衛生行政、医療提供体制、感染症疫学や臨床等に関する知見や経験を有する地域の人材が、感染症危機管理の関連機関の業務や役割・機能を理解し、感染症危機時のリーダーシップの基礎に関して知見を深めることを目的とします。
派遣・参加状況	【令和7年度】1名（保健師） 【累積】2名（薬剤師・保健師）	【令和7年度】1名（保健師） 【累積】1名（保健師）
その他	令和5年度より派遣（1回につき2年間の派遣）	令和7年11月～令和8年1月までの参加

参考：三重県新型インフルエンザ等対策行動計画 第11章「保健」 準備期

(2) 所要の対応 1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

県および四日市市は、国およびJ I H S等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成および連携の推進、I H E A T要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。（医療保健部）